

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準

(趣旨)

第1条 静岡県知事（以下「知事」という。）が、私立高等学校の通信制の課程の設置、学科の設置、収容定員の変更に係る学則変更の認可を行う場合には、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定）その他の関係法令等の定めるところのほか、この審査基準によるものとする。

(認可の方針)

第2条 通信制の課程のみを置く私立高等学校（以下「独立校」という。）の新設については、次の各号のいずれにも該当するものでなくてはならない。

- (1) 独自の教育理念に基づき、特色ある教育を行うものであること。
- (2) 本県に当該独立校を設置する目的が妥当であって、県内の青少年の教育上必要性が認められるものであること。
- (3) 学校法人の適正な運営並びに教育の公共性及び公益性が確保されるものであること。
- (4) 学校法人の経営基盤の安定性が確保されるものであること。
- (5) 生徒募集に関して、課程の独自性にかんがみ、既設の学校と不当に競合するものでなく、県下の学校教育の協調ある発展に寄与し、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

(立地条件等)

第3条 立地条件等については、次の各号のいずれにも適合してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。
- (2) 適正な教育条件を確保するため、既存の学校の配置、学科の設置の状況等を考慮した適切な立地であること。

(名称)

第4条 名称については、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。
- (2) 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

(規模)

第5条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数とする。

2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の通信制の課程に係る収容定員の範囲内でなければならない。

3 実施校の設置者は、実施校の通信制の課程に係る収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すものとする。

(通信教育を行う区域)

第6条 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めるものとする。

2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならない。

(教職員組織)

第7条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされているものとする。

3 実施校には、養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員1人以上を置かななければならない。ただし、他の職を兼ねることができる。

4 実施校は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に努めるものとする。

5 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かななければならない。

6 実施校には事務長を置き、事務長は事務職員をもって、これに充てるものとする。

7 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。

8 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

(施設及び設備)

第8条 実施校の施設及び設備は、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものとする。

2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けるものとする。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えるものとする。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保するものとする。

3 実施校の施設は、「高等学校施設整備指針」（平成6年3月31日文部省大臣官房文教施設部作成）を踏まえた施設とするものとする。

4 実施校の普通教室は、生徒数及び面接指導の単位時間数等に応じ、適正な面接指導等が実施できる数を確保するものとする。

なお、普通教室の面積は、原則として、同時に面接指導を受ける生徒1人当たり1.5㎡以上とし、その数に5㎡以上を加えた数とする。

- 5 実施校の特別教室は、教育課程に応じて必要な設備を有する居室を備え、教科・科目等の授業に必要な実験・実習等のための設備を備えなければならない。
- 6 実施校の図書室は、次の各号に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 実施校として生徒数に応じた必要な図書を配架すること。
 - (2) 配架した図書を有効に利用できる面積を確保すること。
 - (3) 前号の面積に加え、閲覧場所として65㎡以上を備えること。
- 7 実施校の保健室には、「学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準」(昭和33年6月16日文体保第55号文部省体育局長通達)を参照し、必要な備品を備え、これらを設置するために必要な面積を確保するものとする。
- 8 実施校には、原則として、校舎等と同一の敷地又はその隣接地に屋内運動場を設置するものとし、次の各号に定める要件を充足しなければならない。
 - (1) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状であり、運動等が安全に行える施設であること。
 - (2) 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日18文科施第188号文部科学大臣裁定)の第4公立学校建物の校舎等基準表に定める高等学校の屋内運動場の基準面積を充足すること。ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合にあつては、面積を600㎡(屋内運動場として使用できる有効な面積を指し、分割されない同一平面で確保されるものに限る。)以上とすることができる。
- 9 実施校は、学校保健安全法及び学校環境衛生基準を遵守しなければならない。

(通信教育連携協力施設)

第9条 通信教育連携協力施設については、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。
- (2) 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設(学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。)その他の学校又は施設とすることができること。
- (3) 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- (4) 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- (5) 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
- (6) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3号の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準(当

該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。)を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。

- (7) 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
- (8) 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。
- (9) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- (10) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行う努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。
- (11) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

(通信教育の方法等)

第10条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施するものとする。

2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えるものとする。

- (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
- (2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
- (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
- (4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
- (5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

(計画の作成等)

第11条 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通

信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成するものとする。

- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うものとする。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示するものとする。

(資産等の保有)

第12条 実施校の校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。

(設立資金)

第13条 実施校の施設及び設備の取得に必要な資金（以下「設置経費」という。）は、原則として全額、設置者である学校法人の自己資金によらなければならない。

(運用資金等)

第14条 新設法人にあつては、認可申請時において、実施校の開設年度の経常的経費の2分の1に相当する運用資金を保有していなければならない。

- 2 実施校の設置後3年度までの各年度の経常的経費の財源は、生徒納付金その他確実な計画による資金をもって充てるものとする。

(既存学校法人による学校設立資金等)

第15条 既存の学校法人（知事所轄外の学校法人を含む。）が学校を設置する場合にあつては、設置経費並びに設立当初の運用資金の財源は、原則として寄附金、当該新設学校設置のための積立金、資産売却収入等を充てることとし、設置経費及び運用資金の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金など、既設学校の経営に影響を及ぼす財源として適当と認められないものが含まれていないこと。

- 2 既設学校について必要な引当特定預金等を保持した上で、既設学校の流動資産から流動負債及び既設学校の運営に必要な年間消費支出相当額を控除した部分については、既設学校の経営に影響がない範囲で新設学校の設置経費及び設立当初の運用資金の財源に繰り入れすることができる。

(課程の設置認可)

第16条 課程の設置認可については、第2条から第15条の規定を準用する。この場合において、「独立校」は「課程」と読み替える。

(学科の設置認可)

第17条 学科の設置認可については、第5条、第14条第2項及び第15条の規定を準用する。

(収容定員に係る学則変更認可)

第18条 収容定員の変更を内容とする学則変更認可については、第4条から第15条までの規定を準用する。

(分校の設置)

第19条 分校の設置については、第2条から第15条の規定を準用する。この場合において、「認可」は「届出」と読み替える。

(設置計画の承認及び設置認可)

第20条 独立校の設置認可に係る申請から認可までの手続については、次のとおりとする。

(1) 設置計画書の提出

認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開設年度の前々年度の5月末までに別に定める設置計画書(以下「計画書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、校舎の建築を伴わない場合であって、教育上支障のないことが確実に認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の5月末までとすることができる。

(2) 計画書の審査

知事は、計画書の審査にあつては、次の関係機関の意見を聴くとともに必要に応じて現地調査を実施する。

ア 県教育委員会

イ 公益社団法人静岡県私学協会

ウ その他知事が必要と認めるもの

(3) 計画書の承認

知事は、計画書を承認しようとする場合には、あらかじめ私立学校審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(4) 設置認可申請書の提出

申請者は、計画書の承認を受けた後、開設年度の前年度の11月末までに別に定める設置認可申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(5) 審査及び認可

知事は、適正な内容の申請書を受領後、内容を審査した上で審議会に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申内容を申請者に通知する。

2 前項の規定は、第16条から第19条までに規定する課程の設置認可等の手続について準用する。このうち第18条の場合において、「設置」及び「開設」は「学則の変更」と読み替える。

ただし、第18条に規定する収容定員を変更する場合の学則変更については、収容定員を減じるなど、教育上支障ないことが確実に認められる場合に限り、計画書の提出を要しない。

3 前項ただし書きの場合において、認可に係る申請書の提出は、第1項第4号の規定にかかわらず、変更年度の前年度の5月末までとする。

附 則

1 この基準は、平成14年3月25日から施行する。

2 この基準は、施行日以後に受ける、新たに申請される独立校の設置、課程若しくは学科の設置、又は収容定員に係る学則変更若しくは広域の課程に係る学則変更認可の審査から適用する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この改正後の審査基準第6条第2項に

定める屋内運動場の基準は、平成 27 年 3 月 31 日以前に設置した通信制高等学校には適用しないが、基準を満たさない学校については、これを充足するように努めなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条第 2 項から第 8 項までの規定は、平成 29 年 12 月 26 日以前に設置した通信制高等学校には適用しない。ただし、これらの基準を充足するように努めなければならない。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。